

大阪府営業時間短縮協力金募集要項（第2版）

I. 大阪府営業時間短縮協力金の概要

1. 趣旨

緊急事態宣言が発令されたことを受け、令和3年1月14日から2月7日の25日間、営業時間短縮の要請※（以下「要請」という。）に全面的にご協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に協力金を支給します。

※ 令和3年1月14日から大阪府が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく要請のこと。

2. 支給対象者（支給要件）

協力金の支給対象者は、以下の（1）から（5）の全てを満たす事業者※¹です。

- （1）大阪府内に要請対象施設（店舗）（以下「店舗」という。）を有すること※²。
- （2）午後8時から翌午前5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、令和3年1月14日から2月7日までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は午前11時から午後7時までとすること。
ただし、準備期間が必要な場合もあるため、1月18日から要請を遵守している場合も対象とします。
- （3）令和3年1月14日までに、感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しているとともに、同日までに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカー（以下「ステッカー」という。）を登録及び掲示（以下「導入」という。）をしていること。令和3年1月18日からガイドライン及び要請を遵守している場合は、同日までにステッカーの導入をしていること※³。
- （4）申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可※⁴を取得していること。
- （5）令和3年1月14日以前に開業又は設立（以下「開業」という。）していること。また、申請する店舗（事業者とは異なります）において令和3年1月14日以前に営業を開始しており、営業実態がある※⁵こと。

※¹ 対象となる事業者は、法人形態・規模を問いません。大企業も対象となります。ただし、宗教法人は除きます。

※² 本社が大阪府外にある場合も対象となります。

※³ ガイドラインを遵守していない場合は、本協力金の支給対象とはなりません。ステッカーを導入していない期間は、原則として休業することが必要です。ただし、令和3年2月7日まで（2月6日までに閉店（翌日から営業実態がなくなること）した場合は閉店日まで）にステッカーを導入している店舗で、ステッカーの導入が遅れたことについてやむを得ない理由があったと認められる場合は、支給対象となります。

また、令和3年1月14日（1月18日から要請を遵守している場合は1月18日）から2月7日までの全ての期間休業をしていた場合は、協力金の支給申請日、当該店舗の再開日又は閉店日のいずれか早い日までにステッカーを導入していれば対象となります。

※⁴ 有効期間が令和3年1月14日から2月7日まで（2月6日までに閉店した場合は、閉店した日まで）の全ての期間を含むものであることが必要です。

※⁵ 営業実態があるとは、休業している場合は、営業に必要な設備等を備えており、いつでも営業を再開できる状態にあることをいいます（要請に協力して休業する施設に限ります）。

▶支給要件に該当するかの確認については、【対象・対象外フローチャート】（3ページ及び4ページ）及び【対象施設（店舗）一覧表】（5ページ）をご確認ください。

【留意事項】

反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

- (ア) 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所等をいう。）の代表者又は使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 役員等が、自己、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

3. 支給額

- (1) 令和3年1月14日から2月7日まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 150万円（1日あたり6万円×25日間）

- (2) 令和3年1月18日から2月7日まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 126万円（1日あたり6万円×21日間）

※要請遵守の開始日が令和3年1月15日から1月17日までの間の場合も、126万円となります。

- (3) 令和3年1月14日（又は1月18日）から閉店日まで要請を遵守した場合

1店舗あたり 6万円×[令和3年1月14日（又は1月18日）から閉店日までの日数]

※閉店日は1月14日（又は1月18日）から2月6日までの間とします。また、閉店日当日も支給の対象となります。

4. 申請書類（詳細は11ページをご確認ください。）

- (1) 大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式1）
- (2) 大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式2）
- (3) 誓約・同意書（様式3）
- (4) 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- (5) 写真等
- (6) 事業所得の分かる確定申告書の写し
- (7) 本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）
- (8) 振込先確認書類

※（6）～（8）については、過去に休業要請支援金（府・市町村共同支援金）等を受給した方は、提出を省略できる場合があります。

【対象・対象外フローチャート】

2月6日以前に閉店した方は、次ページをご確認ください。

大阪府内に営業時間短縮要請の対象施設（店舗）をお持ちですか？
※店舗を代表する運営者が申請の対象です。従業員の方は対象となりません。

はい

その店舗は1月14日以前に営業を開始していましたか？

いいえ

はい

1月14日から2月7日までの全ての期間において有効な飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証をお持ちですか？

いいえ

はい

店舗の通常の営業時間は午後8時から翌午前5時を含む時間帯ですか？

いいえ

はい

ガイドラインを遵守し、1月14日から2月7日までの全ての期間、休業又は午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供は午前11時から午後7時までとしましたか？

いいえ

※準備期間を設け、1月18日から2月7日までの全ての期間、要請を遵守した場合でも対象となります。

はい

1月14日から2月7日（又は1月18日から2月7日）までの全ての期間休業しましたか？

はい

大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、2月8日以降の支給申請日又は当該施設の再開日のどちらか早い日までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

いいえ

最初に営業時間を短縮して営業を行った日までに、大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

はい

いいえ

いいえ

大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、2月7日までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

はい

協力金の申請が可能です

協力金の対象外です
(申請できません)

申請内容（添付書類を含む）を審査のうえ、適正と認められる場合、協力金を支給します。

第2版から追加

注意!! 閉店していない方は、3ページをご確認ください。

【対象・対象外フローチャート】 <<2月6日以前に閉店した事業者向け>>

大阪府内に営業時間短縮要請の対象施設（店舗）をお持ちでしたか？
※店舗を代表する運営者が申請の対象です。従業員の方は対象となりません。

はい

その店舗は1月14日以前に営業を開始していましたか？

いいえ

はい

1月14日から閉店日までの全ての期間において有効な飲食店営業許可証又は
喫茶店営業許可証をお持ちですか？

いいえ

はい

店舗の通常の営業時間は午後8時から翌午前5時を含む時間帯でしたか？

いいえ

はい

ガイドラインを遵守し、1月14日から閉店日までの全ての期間、休業又は午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供は午前11時から午後7時までとしましたか？

※準備期間を設け、1月18日から2月7日までの全ての期間、要請を遵守した場合でも対象となります。

はい

1月14日から閉店日（又は1月18日から閉店日）までの全ての期間休業しましたか？

はい

大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、閉店日までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

いいえ

最初に営業時間を短縮して営業を行った日までに、大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

はい

いいえ

いいえ

はい

大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、閉店・廃業を行った日までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

はい

協力金の申請が可能です

**協力金の対象外です
(申請できません)**

申請内容（添付書類を含む）を審査のうえ、適正と認められる場合、協力金を支給します。

【対象施設（店舗）一覧表】

対象施設（店舗）		備考	
1	飲食店、喫茶店	【要請内容】 ・午前5時から午後8時までの営業時間短縮 ・酒類の提供は午前11時から午後7時まで ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底	
2	※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店		
3	※宅配・テイクアウトサービスは除く		
4	遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外		
5			飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等）
6			喫茶店（カラオケ喫茶含む）
7			1～2以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
8			キャバレー
9			ナイトクラブ
10			ダンスホール
11			スナック
12			バー
13			ダーツバー
14			パブ
15			サロン
16			ホストクラブ
17			ディスコ
18		出会い系喫茶	
19		カラオケボックス	
20		ライブハウス	
21	4～16以外のその他遊興施設		

<支給**対象外**事業者（例）>

以下に該当する事業者は、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていても、大阪府の上記要請の対象外であることから、本協力金の支給**対象外**となりますのでご注意ください。

- (ア) 惣菜、弁当など持ち帰り専門の店舗
- (イ) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (ウ) スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く）
- (エ) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー

II. 申請手続き

1. 申請期間

令和3年2月8日（月曜日）から3月22日（月曜日）まで

※郵送申請の場合は、当日消印有効。（令和3年2月7日以前又は3月23日以降の消印による郵送申請は申請期間外のため受けとることができません。）

2. 申請方法

申請は店舗ごとに行う必要があります。

原則、「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」よりオンラインでの申請となります。郵送での申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

ただし、令和3年1月14日から2月6日までの間に閉店した場合は、オンライン申請はできません。郵送での申請となりますので、ご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

(1) オンライン申請（①利用者登録後に、必ず②申請内容の入力が必要です。）

①利用者登録

- ・パソコン又はスマートフォンから大阪府の協力金専用ホームページ内の「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」を選択してください。
- ・「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」のホーム画面が表示されるので、右上の「新規登録」を選択してください。
- ・システムの利用規約をご確認の上、メールアドレスを登録してください。
※メールアドレスが利用者IDとなります。
- ・本登録用の認証コードを記載したメールが送信されますので、30分以内に当該認証コードをシステムに入力してください。※30分以内に入力がない場合、認証コードは無効になります。
- ・ログインパスワードを設定後、本登録画面で利用者情報（事業者名、代表者名等）を入力してください。これによりマイページが利用可能になります。
※マイページでは、利用者情報の照会・変更、申請の確認が行えます。

②申請内容の入力

- ・お手元に必要書類（11ページ）を準備の上、ホーム画面にログインし、「申請できる手続き一覧」にある「事業者向け手続き」を選択してください。
- ・「申請できる手続き一覧」の画面が表示されるので、「大阪府営業時間短縮協力金」を選択してください。
- ・概要を確認し、注意事項に同意すると入力ページが表示されるので、申請内容（店舗情報、ステッカー情報等）を入力してください。
※①利用者登録の内容は自動的に反映されます。
- ・必要書類は写真等のデータでアップロードしてください。
- ・内容を最終確認し、申請完了となります。

※3月22日（月曜日）午後11時59分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。

《注意事項》

- ・①利用者登録は、1事業者あたり1回限りとしてください。
- ・申請内容の入力は一時保存することができ、保存した内容は修正が可能です。
- ・一度申請すると、内容が確定され、変更ができないため、申請完了前に十分ご確認ください。

- ・申請後、申請内容に修正が生じた場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（9ページ）までご連絡ください。（申請者が自ら申請の取下げを行った場合、修正ではなく、新規申請となりますので、ご注意ください。）
- ・申請内容に不備があった場合は、大阪府営業時間短縮協力金申請事務局（以下「事務局」という。）より連絡を行いますので修正してください。

（2）オンライン申請以外の方法（郵送（レターパックライト）による受付）

「大阪府営業時間短縮協力金支給申請書」（様式1）、「大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書」（様式2）、「誓約・同意書」（様式3）のほか、申請に必要な書類（11ページ）を全て揃えて、レターパックライトで次の宛先に郵送してください。

【申請書類の宛先】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟

大阪府営業時間短縮協力金申請事務局

電話番号：06-6210-9525

（注意）

- ・必ずレターパックライト（*郵便物の追跡ができます）で郵送してください。
- ・郵送前には、「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・現在（消費税増税後）のレターパックライトは370円です。消費税増税前に購入されたレターパックライトをご利用される際は、差額分の切手を貼ってご利用ください。差額分の切手が貼付されていないレターパックは受け取ることができません。また、郵便料金が不足したため申請者に返送されたレターパックは再利用できませんのでご了承ください。

※申請に必要なとなる書類を配架する場所については、大阪府の協力金専用ホームページ内に掲載します。詳しくは大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（9ページ）までお問い合わせください。

《注意事項》

- ・申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、原則、全ての書類をレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に返却します。
- ・申請書類の一部のみを提出された場合も、原則、同様に返却します。返却後、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、全ての書類を再度、レターパックライトで郵送してください。
- ・申請書類が全て確認できれば、支給のための審査を行います。なお、申請書類は一切返却しません。

Ⅲ. 協力金の支給

1. 協力金の支給の決定、通知

- （1）審査は店舗ごとに行います。
- （2）審査の結果、申請内容が適正と認められる時は協力金を支給します。
- （3）審査の結果、協力金を支給する決定をした時は、申請いただいた申請者の金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。

また、審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をした時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知します。郵送申請の方にはレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に文書により、不支給に関する通知をします。

2. 協力金の支給

協力金は、「府 時短協力金申請事務局（フ・ジタンキョウリヨクキンシンセイジムキヨク）」より、審査を終えた店舗ごとに、申請いただいた申請者の金融機関口座に振り込みます。

IV. その他

1. 本協力金を申請された事業者は、営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者として、申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（市町村及び行政区名まで）を大阪府ホームページ上にご紹介させていただきます。
2. 支給決定を行った後、大阪府の調査等により、申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支給された協力金を全額返還するとともに、違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。
3. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げの場合は、その旨を届け出てください。
届出をされる方は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（9ページ）までご連絡ください。
4. 支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、その旨を届け出てください。
届出をされる方は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（9ページ）までご連絡ください。
5. 本協力金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、店舗の活動状況に関する調査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請店舗の関係者に対して申請内容について調査することがあります。
6. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で提出いただいた営業に必要な許可等の申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することがあります。
7. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で入力及び提出いただいたステッカーの内容について、大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録情報と照合することがあります。
8. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することがあります。
9. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することがあります。
10. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 24 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

11. 個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する業者に提供することがあります。
12. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
13. 申請内容に不備があった場合、申請者に連絡します。大阪府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。
14. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
15. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、以下のいずれかの支援金又は協力金の申請情報について、本協力金の申請情報と照合します。また、当該照合に同意いただいた場合、申請時点において既に受給されている方は、申請書類の一部を省略することができます。
 - ・「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」
 - ・「大阪府休業要請外支援金」
 - ・令和2年8月「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
 - ・「令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
 - ・「令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
16. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

V. 問合せ

本協力金の申請等に関するお問合せ先として、次のコールセンターを開設しています。

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

〔開設時間〕 午前9時から午後7時まで（平日、土曜日のみ）

〔電話番号〕 06-6210-9525

VI. 大阪府営業時間短縮協力金の主な流れ

ステップ1 必要な書類を準備

- ① 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ② 写真等
- ③ 事業所得の分かる確定申告書の写し
- ④ 本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）
- ⑤ 振込先確認書類 など

※③、④、⑤については、過去に「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」等を受給している場合は、提出を省略できる場合があります。

ステップ2 申請

申請期間：令和3年2月8日(月)から3月22日(月)まで ※郵送申請の場合は当日消印有効

(1) オンライン申請 ※2月6日までに閉店した場合は、オンライン申請はできません。

① 利用者登録

1. 大阪府の協力金専用ホームページ内の「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」ホーム画面から「新規登録」を選択し、メールアドレスを登録
2. システムから送信されるメールに記載されている認証コードを入力
3. 利用者情報（事業者名、代表者名等）を入力

パソコンやスマートフォンで申請できます！

「マイページ」が利用可能になります

ホーム画面から申請内容を入力



② 申請内容の入力

1. 「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」ホーム画面の「事業者向け手続き」を選択すると表示される「申請できる手続き一覧」画面の「大阪府営業時間短縮協力金」を選択
2. 概要を確認、注意事項に同意した後、申請内容（店舗情報、ステッカー情報等）を入力
※①利用者登録の内容は自動的に反映
3. 必要な書類はデータでアップロード
4. 内容を最終確認し、申請完了

※3月22日（月曜日）午後11時59分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。

注意：利用者登録を修正する場合は、申請前にマイページから修正ください。

複数の店舗を申請する場合は、②を繰り返してください。

※申請頂いた店舗の申込番号を記載いただくと、一部の入力を省略できます。

(2) オンライン以外の申請（郵送）

必要な書類を全て揃えたものを、店舗単位でまとめてレターパックライトで郵送

申請内容の審査

書類不備の連絡があった場合は、システム上で修正（郵送の方は再提出）

協力金の支給・不支給の決定

支給：事務局より、登録いただいた金融機関口座に振り込み

不支給：事務局よりシステム又は郵送で通知

申請に必要な書類

1. 大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式1）※¹
2. 大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式2）※¹
3. 誓約・同意書（様式3）※¹
4. 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
5. 写真等
6. 事業所得の分かる確定申告書の写し※²
7. 本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）※²
8. 振込先確認書類 ※²

※¹ 1～3はオンライン申請では入力項目となります。郵送申請の場合のみ、ご提出ください。

※² 以下のいずれかの支援金又は協力金について、本協力金の申請時点において、既に受給されている事業者については、申請者・振込先口座の情報に変更がない限り、6、7、8の書類の提出を省略いただけます。なお、振込先口座のみを変更する場合は、確認のため8の書類の提出が必要になります。

- ・「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」
- ・「大阪府休業要請外支援金」
- ・令和2年8月「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
- ・「令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
- ・「令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」

※郵送申請の方で複数の店舗を申請される場合は、以下の全ての申請書類について店舗数分ご準備いただき、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターパックに同封のうえ、郵送してください。

※＜参考＞チェックリストは申請時に確認のためご活用ください。申請書類に同封いただく必要はありません。

1. 大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式1）【必須】

2. 大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式2）【必須】

- ・店舗名はできるだけ詳しく書いてください。（例：「大阪食堂 大手前店」）
- ・インターネット上に情報がない場合は、店舗の営業実態の確認のため、飲食スペースが確認できる店舗の内観写真と、店舗の賃貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書など）の写し又は発行3か月以内の不動産登記簿謄本（建物）を提出してください。

3. 誓約・同意書（様式3）【必須】

- ・全ての誓約・同意事項にチェックが入っているか、確認してください。

4. 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し【必須】

- ・有効期間が令和3年1月14日から2月7日まで（閉店した場合は閉店日まで）の全ての期間を含む、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写しを提出してください。

※許可日が令和3年1月14日以前かつ、有効期限が経過していないものに限りです。

（ただし、更新により、許可日が令和3年2月1日又は3月1日となっている場合は、除きます。）

※営業の種類が、「飲食店営業」又は「喫茶店営業」以外となっている許可証は、受付できません。

（例：「菓子製造業」、「食肉販売業」）

- ・対象店舗の名称と、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に表示された営業所名称が一致している必要があります。

- ・対象店舗の所在地（番地番号、ビルの部屋番号）と、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に表示された営業所所在地が一致している必要があります。
 - ・許可証の営業所所在地が一か所に特定されていない場合は、店舗の営業実態の確認のため、飲食スペースが確認できる店舗の内観の写真と、店舗の賃貸借契約書等又は発行3か月以内の不動産登記簿謄本（土地）を提出ください。
 - ・申請者と、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に表示された名義は、一致している必要があります。名義が申請者と異なる場合、名義人と申請者連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を提出ください。
- ※審査において、申請店舗の関係者に対して本申請の内容について確認・調査させていただく場合があります。

5. 写真等 【①から③まで全て必須、④は2月6日までに閉店した場合のみ必須】

- ・店舗名称（店舗名又は屋号）を明記してください。
 - ・写真撮影日を明記してください。
- ※郵送申請の場合は、別添の台紙を活用ください。

①店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（店舗の実態が確認できるもの）

※次のような写真は、原則、無効となります。

- ・店舗名（屋号）を確認できない写真
- ・店舗の扉のアップの写真
- ・ビルの集合看板の写真

②休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真等

- ・要請期間の全ての期間において、休業又は営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）を行ったことを表す写真などを提出してください。

<例>

- ・休業又は営業時間短縮のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
- ・休業又は営業時間短縮のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は、無効となります。

- ・2月6日までに閉店した場合は、閉店日までの間に休業又は営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）を行ったことを表す写真などを提出してください。

③大阪府「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真

- ・登録した大阪府「感染防止宣言ステッカー」を、店舗に掲示している写真を提出してください
- ※次のような写真は、無効となります。
- ・店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合）
 - ・別の店舗などのステッカーを掲示している写真

④閉店日を確認できる写真等【閉店した場合のみ】

<例>

- ・閉店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
- ・閉店日のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は、無効となります。

6. 事業所得の分かる確定申告書の写し【省略できる場合を除き必須】

- ・法人の場合 …直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一（一）」の写し
(その他の法人で確定申告を行っていない場合は、活動計算書や事業活動収支計算書、正味財産計算書等、事業活動を行っていることがわかる書類)
- ・個人事業主の場合 …直近の確定申告における「確定申告書B第一表」の写し
(給与所得しか確認できない「確定申告書B第一表」の写しは、無効となります。)
※税務署の受付印又は税理士の押印のあるものの写し又は電子申告の場合は「受信通知」の写しを添付して提出してください。
※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。
※令和元年度税制改正において、別表一(一)～(三)は別表一に統合されました。
※確定申告書の写しがお手元に無い場合は、税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書又は納税証明書(その2)を提出してください。

【直近の確定申告書の写しを提出できない場合】

- ・令和2年中に法人を設立又は開業するなどにより、初回の確定申告の期限が到来していない場合は、次の書類を提出してください。
法人の場合 … 「法人設立設置届出書」の写し又は発行3か月以内の履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
個人事業主の場合 … 「開業届」の控え
- ・申請者が個人事業主であり、事業所得が確認できる直近の確定申告書の写し又は、初回の確定申告の期限が到来していない場合の開業届の控えの提出ができない場合は、「確定申告書等不提出理由書」のほか、発行3か月以内の不動産登記簿謄本(建物)又は賃貸借契約書(転貸借契約書や業務委託契約書など)の写しを提出してください。

7. 本人確認書類の写し【省略できる場合を除き必須】

- ・法人代表者又は個人事業主の本人確認書類(氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類)の写しを提出してください。有効期間があるものは有効期限内に限ります。
<例>
 - 日本国発行の自動車運転免許証(表・裏の両方)
 - 運転免許経歴証明書
 - 日本国発行のパスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)
※2020年2月4日以降に発行された所持人記入欄のないものは無効です。
 - 各種健康保険証(表・裏の両方)
※現住所地在記載してあるものに限ります。
※記号・番号・保険者番号は該当箇所を塗りつぶしてください。
 - 特別永住者証明書・在留カード(表・裏の両方)
 - 外国人登録証明書(表・裏の両方。ただし、在留の資格が特別永住者のものに限ります。)
 - 写真がある住民基本台帳カード(表面)
 - マイナンバーカード(表面)
※マイナンバーは塗りつぶしてください。

8. 振込先確認書類【省略できる場合を除き必須】

- ・大阪府営業時間短縮要請協力金支給申請書(様式1)記載の金融機関と同じものを提出ください。
- ・銀行名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるものを提出してください。

※振込先の口座名義は、申請者本人の名義に限ります。

(法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。)

※日本国内の口座に限ります。

○通帳がある場合… 1 ページ目の見開き部分

○通帳がない場合…振込先口座を確認できるもの

<例>

当座預金…「支店名・口座・名義人」が確認できる下記のいずれかの書類

- ・当座勘定照合表
- ・残高証明書
- ・金融機関が発行する口座証明書

ネットバンキング等…振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面

その他、知事が必要とする申請書類等の追加について

- ・ 1～8のほか、申請や審査において、追加で必要な書類がある場合は、事務局より提出を依頼させていただきます。審査については通常の審査より時間がかかる場合があります、要件を満たしていることが確認できない場合は支給対象とはなりません。